

公益社団法人 日本近代五種協会 運営規則

(目的)

第1条 この規則は、定期に基づき公益社団法人日本近代五種協会を運営するに当たり、その詳細を定める。

(会費等)

第2条 入会金及び年会費は以下の各号とする。

(1) 入会金・・・・・・・・・・一律1万円(※大学生以下はなし)

(2) 理事、監事・・・・・・・・・・4万円

(3) 正会員・・・・・・・・・・1万円

(4) 一般会員・・・・・・・・・・1万円

(5) 学生会員(大学生・専門学校生)・・5千円

(6) 高校生以下・・・・・・・・・・3千円

(就学中の学童、生徒、学生等をいい、15才以上の者は在学証明書のコピーを添付する)

(加盟団体登録費)

第3条 加盟団体登録費は一律年間1万円とし、加盟団体代表者の会費をもってこれに当てる。

(役員任期)

第4条

(1) 役員は定年は満70歳とし、任期途中で70歳に達した者は、当該任期をもって退任する。

(2) 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する通常総の終結の時までとする。再任は妨げない。

但し、国際競技連盟の役員を務めている場合は、年齢を問わず以下の役職とするが、議決権はないものとする。

ア) 会長、副会長、事務局長、及び各委員長の場合は『嘱託理事』とする。

イ) 各委員会委員等の役職の場合は『理事待遇』とする。

(顧問)

第5条 顧問は会長の諮問機関として、会長が委嘱する。

(理事会の開催時期)

第6条 理事会は原則として年4回開催する。

(専門委員会の設置)

第7条 専門委員会は、別に定める専門委員会規則によって設置する。

(事務局員)

第8条 事務局員は、別に定める就業規則、賃金規則、旅費規則等の諸規則を遵守しなければならない。

2. 事務局員の採用・雇用は、会長が決定する。

(仲裁裁定)

第9条 本協会のする決定に対する不服申し立ては、日本スポーツ仲裁機構の『スポーツ仲裁規則』に従ってなされる仲裁によって決定されるものとする。

(倫理規程)

第10条 本協会の役・職員・指導者並びに登録選手には別に定める「倫理規程」を適用する。

付則

1. 平成25年11月11日から施行する。
2. 平成28年6月23日一部改訂。
3. 平成29年3月12日一部改訂。

公益社団法人日本近代五種協会 倫理規程

(目的)

第1条 この規定は、公益社団法人 日本近代五種協会、定款第39条に基づいて設置する倫理委員会の運営に関し、必要な事項を定める。役員・職員（以下「役・職員」という）及び指導者並びに本協会登録選手（以下「選手」という）の倫理に関する基本となるべき事項を定めることにより、本協会の目的、事業執行の公正さに対する国民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって本協会に対する社会的な信頼を確保することを目的とする。

(役・職員・指導者・選手の範囲)

第2条 この規定において、役員とは、本協会定款に規定する理事・監事及び専門委員会の委員をいう。

2. 職員とは、本協会定款第51条に規定する事務局員をいう。
3. 指導者とは、選手の競技・育成をする者をいう。
4. 選手とは、本協会に選手登録する競技者をいう。

第3条 役・職員・指導者は、本協会定款第3条に記述する「目的」を達成するため、本協会の関係規則に基づき、職務を公正かつ誠実に履行しなければならない。

(遵守事項)

第4条 役・職員・指導者並びに選手は、暴力・セクシュアルハラスメント及びドーピング等薬物乱用などの行為を絶対に行ってはならない。

2. 役・職員・指導者は、個人の名誉を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
3. 役・職員・指導者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
4. 役・職員・指導者は、補助金・助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
5. 役・職員・指導者は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、本協会の信頼を確保するよう責任ある行動をとらなければならない。
6. 役・職員・指導者並びに選手は、社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持つてはならない。

(倫理委員会の設置及び相談体制)

第5条 この規程の実効性を確保するため、本協会の総務委員会内に適宜、倫理委員会

を設置する。

2. 倫理委員会の組織及び運営に関する事項については、理事会の議決により別に定める。
3. コンプライアンスに関する相談及び監視体制を強化するため、総務委員会（倫理委員会）内に相談窓口を設置する。

（役・職員・指導者並びに選手がこの規程に違反した場合の対処等）

第6条 役・職員・指導者並びに選手がこの規程に違反する行為を行ったおそれがあると認められる場合は、管理責任者（担当専務理事）は直ちに調査を開始し、調査の結果当該役・職員・指導者並びに選手がこの規程に違反する行為があったと認められる場合においては、会長は倫理委員会及び担当専務理事の意見を聴取したうえで、厳正に定款19条に基づく必要な措置をとるものとする。

（処分：戒告又はけん責・有期の登録資格停止 {短・中期：1ヶ月以上6ヶ月以下}・有期の登録資格停止 {中・長期：6ヶ月以上1年以下}・無期の登録資格停止 {長期：1年以上} 又は登録資格剥奪）

2. 前項の職員に対する対処は、本協会職員服務規程の定めに基づき厳正に足り扱うものとする。

（処分に対する不服申し立て）

第7条 前第6条第1項の処分を当該違反者に通知する場合には、スポーツ仲裁機構に不服申し立て出来る旨を合わせて示達する。

（その他）

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の承認を得て別に定める。

附則

1. この規程は、平成25年11月11日から施行する。
2. この規程は、平成26年4月1日から施行する。
3. 平成29年3月12日一部改訂。
4. 令和2年12月19日一部改訂。